飯山市国民健康保険運営協議会 会 長 岸田 勉 様

飯山市長 足立 正則

飯山市国民健康保険税の課税額について(諮問)

飯山市国民健康保険税の課税額の適切な税率等について、貴協議会のご意見をお聞きしたいので、飯山市国民健康保険条例第3条及び飯山市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

記

- 1 諮問の内容
- (1)飯山市国民健康保険税額(総額)を1億円程度増額することについて
- (2)国民健康保険税における「負担区分(応能・応益割合)」の見直しについて
- (3)国民健康保険税における「資産割税率」の見直しについて
- (4) 増額分を「医療保険分」及び「後期支援分」へ配分することについて
- (5)上記における見直し(改定)時期を、平成25年4月1日とすることについて
- 2 貴協議会から答申をいただきたい時期について

平成25年1月末日まで

飯山市国民健康保険税率(額)に係る課題

- 1 飯山市国民健康保険税額(総額)を1億円程度増額することについて
- (1)1億円程度増額の場合、平成24年度当初調定額(465,246千円)と比較して約21.49% の増となります。
- (2)国民健康保険税額(調定額)は年々減少してきています。
- (3)保険給付費等の支出は年々増加しています。(一人当たり医療費も増加傾向にあります。)
- (4)税率等を据え置いた場合は、国保会計は平成26年度収支で赤字となる見込みです。
- (5)50,000 千円増額の場合でも平成26年度収支は赤字となる見込みです。
- (6)150,000 千円(32.24%) 200,000 千円(42.99%)の増額については、負担が大きすぎると思われます。
- 2 国民健康保険税における「負担区分(応能・応益割合)」の見直しについて
- (1)現在の応能割合63%(所得割及び資産割)については、県の指導監査等により是正を求められています。
- (2)できる限り県の標準割合(応能割合50%)に近づけることとしたいと考えます。
- 3 国民健康保険税における「資産割税率」の見直しについて
- (1)現在の資産割税率(医療、後期、介護すべて加入で43.3%)については県内19市中で一番高い状況となっています。
- (2)被保険者(納税者)からは「固定資産税との二重課税」という声も聞かれます。
- (3) 県内の平均程度(医療+後期約20%、医療+後期+介護約25%)まで引き下げることを目途としたい。
- 4 増額分を「医療保険分」及び「後期支援分」へ配分することについて
- (1)介護納付金分については、平成18年度の見直し以降の収支は改善してきているため、 今回の見直しについては医療分及び後期支援分(対象者は同じ)としたい。
- (2)改定後の税率(額)の比率は、「2(医療分):1(後期分)」を目安としたい。 平成20年度以降の比率と同様
- 5 上記における見直し(改定)時期を、平成25年4月1日とすることについて
- (1)医療分(後期分含む)の税率については平成12年度以降改定されていない状況です。
- (2)平成26年度から1億円の増額改定とすると、平成27年度においても改定(増額)する必要が考えられます。